

児童手当現況届の提出を忘れずに

児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出していただくことになっています。

この手続きは、現在支給を受けている方の所得や養育の状況などを届けていただき、引き続き手当が受けられるかどうかを決める大切なものです。この現況届の提出がない場合は、次回の支払い分から児童手当を受けられなくなりま

すのでご注意ください。

6月中旬に現況届の用紙を郵送しますので、次のとおり必ず届けて行ってください。

- 受付期間
6月14日(水)～30日(金)
- 受付時間
8時30分～17時15分(土・日を除く)
- 受付場所
子ども家庭課(本庁舎1階)
- 持参する物
①現況届
②印鑑(朱肉を使用する印)

③受給者(保護者)の社会保険証の写し

※保険の種類によっては、後日、年金加入証明書が必要な場合があります。国民年金加入の方は不要です。

④平成18年度の所得証明書(平成18年1月1日時点で白石市に住所がなかった方のみ。未申告の方は確定申告を行ってください。)

※そのほかの書類が必要となる場合がありますので、お問い合わせください。

■6月は児童手当の支給月です！

6月は、平成18年2月分から5月分までの4カ月分の児童手当が振り込みになります。

6月5日以降、該当する金融機関で受け取ってください。振り込まれていない場合は、子ども家庭課までご連絡ください。

☎子ども家庭課総務係
☎22-1363

身近なことからあなたの人権を考えてみませんか！

「特設人権相談所を開設」

6月1日は、人権擁護委員の日です。皆さんのまちの人権擁護委員が、特設人権相談所を開設して人権に関する相談に応じますので、ぜひお気軽にご相談ください。

相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。

●相談内容
結婚、離婚、家族のいざこざ、扶養、相続、遺言、近隣とのトラブル、差別待遇、法律扶助など

【第1回】

●日時
6月3日(土)10時～15時

●場所
中央公民館2階第2研修室

●日時
6月15日(木)10時～15時

●場所
市庁舎2階 第2会議室

☎大河南人権擁護委員協議会
(仙台法務局大河南支局内)
☎0224-5216053
生活環境課総務係
☎22-1314

各種税率が変更になります

地方税法および条例などの改正により、次のとおり見直しを行いますので、お知らせします。

- 個人住民税
 - 所得割の税率を10%比例税率化(平成19年度)
 - 所得税から個人住民税への税源移譲により、課税所得額に関係なく一律10%(県民税4%・市民税6%)となります。
 - 定率減税の廃止(平成19年度)
 - 現行の所得割額の7・5%(上限2万円)の定率減税が廃止となります。
- 非課税基準の引き下げ

【均等割】35万円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族数)+16万8千円(マイナス8千円)

【所得割】35万円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族数)+32万円(マイナス3万円)

固定資産税

●固定資産税額の求め方の改正
土地の新しい価格に比べてこれまでの税負担が低い土地については、価格の5%分を、前年度の課税標準額(税額を計算する基礎となる額)に加える方式となります。

【土地についての税額の求め方】

・住宅用地 課税標準額(固定資産評価価額×6分の1【200㎡を超える部分は、3分の1】

×税率(1・4%)

・商業地など 課税標準額(固定資産評価額の70%が上限)×税率(1・4%)

ただし、前年度の課税標準額が低い土地については、課税標準額は次のとおりとなります。

①住宅用地 今年度の評価額に6分の1【200㎡を超える部分は、3分の1】を掛けた額(以下、①と標記)と比べて：

- ・前年度の課税標準額が①の80%以上100%未満の場合、前年度の課税標準額と同額となります。
- ・前年度の課税標準額が①の80%未満の場合は、前年度の課税標準額+①の5%となります。

②商業地など 今年度の価格(以下、②と標記)と比べて：

- ・前年度の課税標準額が②の60%以上70%以下の場合、前年度の課税標準額と同額となります。
- ・前年度の課税標準額が②の60%未満の場合は、前年度の課税標準額+②の5%となります。

●住宅耐震改修に伴う固定資産税減額措置の創設(平成19年度)

昭和57年1月1日以前の住宅で、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事(1戸当たり工事費30万円以上)を行った場合、申告により

当該住宅に係る固定資産税の税額は1戸当たり120㎡相当分までの税額が2分の1に減額されます。

市たばこ税

●税率の引き上げ 平成18年7月1日より、1,000本当たりの税額が次のとおり改正となります。

①旧3級品
1,564円(プラス152円)

②旧3級品以外
3,298円(プラス321円)

6月は土砂災害防止月間です

梅雨で長雨の降る6月は、がけ崩れや地滑りなどの土砂災害の多い時期です。がけ崩れは突然起こることが多く、スピードも早いため、人家の近くで起こると逃げ遅れる人が多く、死者の出る割合も高くなります。災害が起きたとき、家族全員がそろっているとは限りません。あらかじめ避難先を決めておくとともに、雨や台風、地震などの情報に常に注意し、危険を感じたらすぐに避難しましょう。

こんなときは特に危険！

- 斜面から急に水がわき出す。
 - 斜面から小石などが落ちてきた。
 - 石垣やコンクリートの擁壁に、ずれやはらみ、亀裂が生じた。
- ☎建設課 ☎22-1326

国民年金の減免制度が7月から変更されます

今年7月より、免除制度は全額免除・半額免除に加え、4分の3免除と4分の1免除が新設され、4段階となります。

免除の審査は申請者本人、申請者の配偶者、世帯主の前年の所得などにより認定されます。

■平成18年度の国民年金保険料は1カ月13,860円です

国民年金保険料の納付方法は「口座振替」が便利です。また、郵便局や銀行の窓口で納められるほか、コンビニでも納めることができます。

●納付できるコンビニ

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ(ヤマザキデパート)など

☎大河南社会保険事務所

☎0224-5113111
市民課国民年金相談係
☎22-1312

議会を傍聴しませんか

次回の市議会定例会は6月12日(月)開会予定です。詳しい日程は議会運営委員会で決定しますので、6月9日(金)以降に議会事務局までお問い合わせください。

☎議会事務局 ☎22-1351

市内で火災が多発しています

今年に入ってから4月末までに市内で既に13件の火災が発生し、昨年1年間の16件に迫る勢いです。そのうち10件が建物より出火、2名の方が犠牲になっています。

また、これから暖かい季節になり、行楽で山などに出かける機会が多くなると思いますが、火を使用する場合、十分な注意をお願いします。空気が乾燥し、例年林野火災が発生する時期です。特に、たばこの投げ捨ては絶対にしないでください。

火災は命や財産を一瞬で奪ってしまいますが、ほとんどは各人の注意で防ぐことができます。皆様の注意で火災を撲滅しましょう。

☎生活環境課 ☎22-1314

事業主の皆様へ「1人でも多くの求人申し込みを」

新規学卒者の採用計画はお決まりでしょうか。平成19年3月新規中学校・高等学校卒業予定者を対象とした求人の受け付けが6月20日から始まります。事業主の皆様には、新規学卒者を対象とした採用計画について早期に検討され、1人でも多くの求人を申し込みくださいますようお願いします。

☎ハローワーク白石職業相談部門 学卒担当 ☎25-3107

市民の窓口

Do you know?

知

「架空請求はがき」

「債権回収業者や公的機関らしき名乗る」

今年度に入り、「架空請求」の相談が増加しています。平成16年度が最も多く、当市における「架空請求」の相談は全相談件数の50%でした。昨年度はやや減少し30%となりました。

しかし、本年度に入り「身に覚えのないハガキ」の相談が増えてきています。市民の皆さんが安心・安全な消費生活を送れますよう再度「架空請求」について取りあげてみました。

架空請求の手法が多様化しています。最近は「民事訴訟通達センター」「関東管理事務局」「民事訴訟通達事務局」などと公的機関であるかのような名称を名乗っています。心当たりがない場合や不安なときは、請求相手に連絡せず、消費生活相談室に相談してください。国民センターがまとめた全国の架空請求についての相談件数は、平成16年度で67万件と、前年度の67倍になっています。最近、最も多いのは「通信販売会社様からの委託を受けた。」などと、いかにも債権譲渡を受けたかのように言って請求するケースです。また、法務大臣の許可を得た

☎いきいきラザ消費生活相談室
☎2210-7833
(相談日 月・水・金9時～16時)

債権回収業者を名乗ったり、探偵事務所を名乗るものもあります。請求内容のパターンもさまざまで、「信用情報機関へのブラックリスト登録や動産・不動産・給料の差し押さえを執行官立会のもと強制執行する。」などと丁寧な口で書いてあります。

また最近、架空請求業者の新しい手法として小額訴訟手続き(小額訴訟は一日で判決が出てしまうため、放置してしまうと欠席裁判となり、原告側の言い分どおりの判決が出される)を利用し、実際に訴訟を提起する事例もあります。「万が一、身に覚えのない場合、早急にご連絡ください。」と急がせ、また不安がらせて個人情報を入力し、後日「振り込め詐欺」に利用するといふものです。連日、個人情報漏えいしています。「ハガキ」が来たらどこから来たかではなく、これ以上個人情報漏えいしないようにしてください。

不安がらずに必ず、相談室または最寄りの警察署へご相談ください。